

福井県特定行為研修受講支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、医療機関等が、保健師助産師看護師法第37条の2の4項に定める研修（以下「特定行為研修」という）の受講を促進し、医師のタスクシフティングや在宅医療等の推進、看護の質向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

医療機関等が、当該職員を保健師助産師看護師法第37条の3に定める研修機関（以下「指定研修機関」という）で実施する特定行為研修もしくは特定行為研修を組み込んでいる認定看護師教育研修に派遣する取組に対して補助する。

(1) 補助対象事業者

特定行為研修もしくは特定行為研修を組み込んでいる認定看護師教育研修の受講に係る負担金、研修受講に伴う代替職員の賃金を負担する医療機関等

(2) 補助率

1/2（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする）

(3) 補助基準額

受講者1人当たり 700,000円を上限とする。

(4) 補助対象経費

補助対象事業者が負担する受講に係る経費（入学料（入講料）、受講料、研修に要する図書費および教材費等）。その他、補助基準額の範囲内で特定行為研修等受講に伴う代替職員人件費も対象。

(5) 事業実施報告書

当該事業による特定行為研修等修了者は、事業完了後に研修内容等について別紙様式により知事に報告すること。

3 交付の条件

県は、補助金の交付にあたり、次の条件を付すものとする。

(1) 補助対象事業者は、本補助金の交付を受けた特定行為研修等修了者に対して、他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について要請があった場合には、要請に応じられるよう配慮しなければならない。

(2) 当該事業による特定行為研修等修了者は、前項の要請に応じるなど看護技術の普及啓発に努めなければならない。

4 この要綱に定めるものの他必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この要綱は、令和元年9月13日から施行し、平成31年4月1日以降に受講する特定行為研修から適用する。

2 この要綱は、令和2年3月17日から施行する。

施設名 _____

修了者名 _____

研修修了日 _____

事業実施報告書

修了科目	【区分名】 【行為名】
報告内容	(※研修受講を通して学んだこと、また今後どのように活動していきたい等)